

発行：高知市商工振興部産業政策課 TEL：823-9456/FAX：823-9492 Email：kc-150600@city.kochi.lg.jp

令和8年  
施行予定

## 知っていますか？カスハラ等に対する対策が義務化されました！

カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「就活セクハラ」)の防止措置が事業主の義務となります。  
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律)

## カスハラ・就活ハラスメント

## カスハラ



- 顧客等から
- ・大声で怒鳴られた。
- ・長時間の居座りや執拗なクレームをされた。
- ・過大な要求や不当な言いがかりをされた。

## 就活ハラスメント



- ・採用の見返りに、不適切な関係を迫られた。
- ・面接等で尊厳や人格を不当に傷つけられる行為をされた。

## 事業主が講ずべき措置

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

あなたの周りに  
ありませんか？

## その他職場における主なハラスメント

## パワハラ



- ・同僚の前で上司から無能扱いをされた。
- ・先輩、上司に挨拶をしても無視される。
- ・部下に仕事を拒否され、業務が滞り、上司がメンタルヘルス不調となった。

## セクハラ



- ・性的な冗談やからかいうわさ話をされた。
- ・食事やデートに執拗に誘われた。
- ・性自認の悩みを同僚に相談したら、無断で上司に伝えられた。

## マタハラ



- ・上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた。

## パタハラ

※パタハラとは育児を理由に男性が不利益を受けるハラスメント

- ・子育てのために時短勤務を希望したら、業務上の不利益扱いをする

※解雇・降格・減給などは不利益取扱いとして法律違反となります

職場におけるハラスメント防止のために、  
事業主が取り組むべき措置とは？



- ① ハラスメントに関する方針等を明確化し、従業員に周知・啓発する。
- ② 相談窓口を設置し、相談内容や状況に適切に対応できるようにする。
- ③ 被害者への配慮および行為者への措置を行う。
- ④ 相談者のプライバシーに配慮し、解雇等不当な扱いをしない。

職場ハラスメント総合情報対策サイト

## あかるい職場応援団

さまざまなハラスメントの解説や、他社の取組、相談窓口等の情報を提供しており、職場のハラスメント対策に活用できます！

詳しくはこちらから



## 職場でのハラスメントに関する相談窓口

## ●高知労働局 総合労働相談コーナー

場所：労働総合庁舎4階（南金田1-39）  
日時：月～金曜日 8：30～17：15

☎ 885-6041



## ●高知県労働委員会事務局

場所：高知県庁北庁舎4階（丸ノ内2-4-1）  
日時：月～金曜日 8：30～17：00

☎ 821-4645



## ●高知市総合労働相談

※要予約

場所：勤労者交流館（丸池町1-1-14）  
日時：毎月1回 18：30～20：30

☎ 883-2244



# 募集

## 〈令和9年度新規採用者対象〉こうち奨学金返還支援制度の登録企業募集！

新規採用者に対し、県・市・企業が協働して奨学金返還を支援します！



### 概要

令和9年度新規採用者の奨学金返還を、県・企業が協働して支援する制度です。新規採用者が高知市内在住の場合、高知市から上乘せ支援があります。  
**採用内定前に新規採用者、企業それぞれ県へ登録が必要です。**

### 企業の負担額

4年制大学卒採用者で 最大10万円/年・人(最高6年間)  
(県:企業:市で1/3ずつ最大30万円を本人に対して支援)  
※新規採用者がいない場合は、負担はありません。



### 募集期間

令和8年9月30日(水)まで

詳しくはこちらから



【お問い合わせ】高知県産業振興推進部 産業政策課  088-823-9692



## 支援

### はたらくあなたを図書館がサポート！ オーテピア高知図書館のビジネス支援サービス



オーテピア高知図書館では、豊富な資料を活用し、業務改善、市場動向、企業情報、商圈分析など、ビジネスに関する情報収集や調べものをサポートします。ぜひご活用ください。

### サービス内容

- ①中・四国最大級の蔵書数！最新のビジネス書を幅広く取り揃えています。
- ②新聞記事や企業情報、市場動向などのデータベースが無料で利用できます。
- ③困ったときは司書にご相談を。ニーズに合った情報を探し出すお手伝いをします。  
※メール・電話での相談も可。

【お問い合わせ】オーテピア高知図書館

(ビジネス支援サービス担当) 〒780-0842 高知市追手筋2-1-1 TEL:088-823-4946 FAX:088-823-9352  
MAIL:toiawase@library.kochi.jp

詳しくはこちらから



## 法改正

令和8年1月1日施行 下請法・下請振興法が取適法・振興法に変わります！

### 取適法 5つの改正ポイント

- ①協議に応じない一方的な価格決定の禁止
- ②手形払等の禁止
- ③適用基準に従業員基準を追加
- ④対象取引に特定運送委託を追加
- ⑤面的執行の強化

### 振興法 4つの改正ポイント

- ①多段階の事業者が連携した取組への支援
- ②国・地方公共団体の責務規定新設
- ③主務大臣による権限強化「勸奨」
- ④適用対象の追加



詳しくはこちらから

公正取引委員会  
取適法・振興法  
特設サイト



中小企業庁  
振興法  
特設サイト

